

鳥取市自主防犯活動団体補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市自主防犯活動団体補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、「鳥取市安全で安心なまちづくり推進条例」に基づき、犯罪や少年非行を未然に防止し、市民が安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを推進するため、自主防犯活動を行うボランティア団体の育成・支援を行うとともに、その効果的・継続的な活動の促進を図ることを目的として交付する。

(補助対象団体)

第3条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、各地区において、継続的に自主防犯活動に取り組んでいる自治会、町内会もしくはボランティア団体又はこれらの団体に類する活動を行う団体とする。

(補助対象事業等)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定めるところによる。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、補助対象経費に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、1団体当たり100,000円を限度とする。

(交付申請)

第6条 規則第4条の規定による本補助金の交付申請は、補助金等交付申請書に様式第1号及び様式第2号を添えて行うものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- ㉑ 補助金の増額
- ㉒ 補助金の2割を超える減額

(実績報告)

第8条 規則第12条に定める実績報告は、補助金等実績報告書に様式第1号及び様式第2号を添付して行うものとし、補助対象事業完了の日から起算して1か月を超えない日又は当該補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月29日から施行し、平成18年度の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月18日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の鳥取市自主防犯活動団体補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の決定のなされるものから適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1 補助対象事業	2 補助対象経費
防犯活動講習会の開催 防犯パトロールの実施 防犯広報紙の作成 安全マップの作成 危険箇所の点検 声かけ運動の実施等の自主防犯活動	補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 報償費及び謝金 (2) 旅費 (3) 消耗品費 (4) 印刷製本費 (5) 役務費 (6) 委託費 (7) 使用料及び賃借料 (8) 備品購入費 (9) その他市長が特に必要と認める経費